

○ 担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）一部改正
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（通則） 第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知。以下「経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱」という。）別記2の第3に規定する事業実施主体、収入保険加入支援事業実施要綱（令和5年3月28日付け4経営第2937号農林水産事務次官依命通知。以下「加入支援事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「経営継承・発展支援実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体、新規就農者育成総合対策実施	（通則） 第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知。以下「経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱」という。）別記2の第3に規定する事業実施主体、収入保険加入支援事業実施要綱（令和5年3月28日付け4経営第2937号農林水産事務次官依命通知。以下「加入支援事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、<u>農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号農林水産事務次官依命通知）</u>第3に規定する事業実施主体、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農

要綱(令和4年3月29日付3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保支援事業実施要綱(令和4年3月29日付3経営第2613号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体、働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体、雇用就農緊急対策実施要綱(令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体及び雇用就農資金等実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体に補助金(交付金を含む。以下同じ。)を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事

林水産事務次官依命通知。以下「経営継承・発展支援実施要綱」という。)第4の1に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保支援事業実施要綱(令和4年3月29日付3経営第2613号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体、働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体及び雇用就農緊急対策実施要綱(令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体に補助金(交付金を含む。以下同じ。)を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900

務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

I 担い手育成・確保等対策事業等

(1)～(6) (略)

(削る。)

(7) 経営継承・発展支援実施要綱第4の2に規定する事業の実施に要する経費

(削る。)

(8)～(12) (略)

(13) 雇用就農資金等実施要綱別表に規定する事業の実施に要する経費

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(1)・(2) (略)

(削る。)

(3)・(4) (略)

(5) 集落営農連携促進等事業実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第3212号農林水産事務次官依命通知。以下「集落営農連携促進等実施要綱」という。)の第3の5の(2)のイ及びウ

号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

I 担い手育成・確保等対策事業等

(1)～(6) (略)

(7) 農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のIからIIIまでに規定する事業の実施に要する経費

(8) 経営継承・発展支援実施要綱第4の2に規定する事業の実施に要する経費

(9) 新規就農者確保緊急対策実施要綱別表の1から3のAまで、及び4から8までに規定する事業の実施に要する経費

(10)～(14) (略)

(新設)

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(1)・(2) (略)

(3) 新規就農者確保緊急対策実施要綱別表の3のイに規定する事業の実施に要する経費

(4)・(5) (略)

(新設)

に規定する事業の実施に要する経費

(6)・(7) (略)

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 別表のⅠの経費の欄中1から11までの経費の相互間における流用、1の(1)から(3)までの経費の相互間における流用
- (3) 別表のⅡの区分の欄中1から3までの経費の相互間における流用及び別表のⅡの区分欄1の経費の欄中1から4までの経費の相互間における流用

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道（経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（1）、地域計画策定実施要綱、集落営農活性化実施要綱並びに集落営農連携促進等実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営・就農支援体制

(6)・(7) (略)

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 別表のⅠの経費の欄中1から12までの経費の相互間における流用、1の(1)から(3)までの経費の相互間における流用
- (3) 別表のⅡの区分の欄中1から3までの経費の相互間における流用並びに別表のⅡの区分欄1の経費の欄中1から4まで並びに区分欄2の経費の欄中1及び2の経費の相互間における流用

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道（経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（1）、地域計画策定実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の

整備推進事業実施要綱第2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、加入支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、雇用就農緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに雇用就農資金等実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)、地域計画策定実施要綱、集落営農活性化実施要綱及び集落営農連携促進等実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務局長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）以下同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

(実績報告)

第15 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10の第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれ

(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、加入支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢまでに基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに雇用就農緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)、地域計画策定実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務局長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）以下同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

(実績報告)

第15 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10の第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれ

か早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表Ⅰの経費の欄に掲げる2の①農業次世代人材投資事業及び2の②農の雇用事業、5の経営継承・発展等支援事業、6の新規就農者育成総合対策（（4）のア全国事業及び（5）のイ就農相談会実施事業は除く。）、8の新規就農者確保緊急円滑化対策（（4）農業の魅力発信支援事業は除く。）、10の雇用就農緊急対策（（1）雇用体制強化事業、（3）女性の就農環境改善・活躍推進事業及び（4）外国人材呼び込み体制強化支援事業は除く。）並びに11の雇用就農資金等にあつては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助事業を完了した年度の翌年度の6月30日までとする。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3・4 （略）

（財産の処分の制限）

第19 （略）

か早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表Ⅰの経費の欄に掲げる2の①農業次世代人材投資事業及び2の②農の雇用事業、5の農業労働力確保緊急支援事業（（3）農業労働力産地間連携等推進事業は除く）、6の経営継承・発展等支援事業、7の新規就農者確保緊急対策（（4）のア農業の魅力発信支援、ウ農業体験拠点の整備支援、（7）女性の就農環境改善支援事業及び（8）農業の魅力発信支援事業は除く。）、8の新規就農者育成総合対策（（5）のア全国事業並びに（6）のイ就農相談会実施事業及びウ農業インターンシップ支援事業は除く。）、10の新規就農者確保緊急円滑化対策（（4）農業の魅力発信支援事業は除く。）並びに12の雇用就農緊急対策（（1）雇用体制強化事業、（3）女性の就農環境改善・活躍推進事業及び（4）外国人材呼び込み体制強化支援事業は除く。）にあつては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助事業を完了した年度の翌年度の6月30日までとする。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了の実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3・4 （略）

（財産の処分の制限）

第19 （略）

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

3～6 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第24 補助事業者は、第4の第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第10の第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の第1項の規定による概算払請求、第14の規定による状況報告、第15の第1項の規定による実績報告、第15の第2項の規定による年度終了実績報告、第15の第4項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び第19の第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2～4 (略)

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第25 (略)

2～7 (略)

8 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

3～6 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第24 補助事業者は、第4の第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第10の第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の第1項の規定による概算払請求、第14の規定による状況報告、第15の第1項の規定による実績報告、第15の第4項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び第19の第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2～4 (略)

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第25 (略)

2～7 (略)

8 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金

相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

9 (略)

別表 (第 2 関係)

I 担い手育成・確保等対策事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 変更
担い手育成・確保等対策事業費補助金	1 担い手育成・確保等支援事業 (1) (略) (2) 外国人材受入総合支援事業 補助事業者が外国人材受入総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ① 外国人材の技能を評価する試験の作成・実施	(略) (略)		(略) (略)

相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

9 (略)

別表 (第 2 関係)

I 担い手育成・確保等対策事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 変更
担い手育成・確保等対策事業費補助金	1 担い手育成・確保等支援事業 (1) (略) (2) 外国人材受入総合支援事業 補助事業者が外国人材受入総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ① 外国人材の技能を評価する試験の作成・実施	(略) (略)		(略) (略)

	ア 農業分野 における外国 人材の技能を 評価する試験 の作成 (削る。) (削る。) (削る。) イ (略) ウ 外食業分 野における外 国人材の技能 を評価する試 験の作成 (削る。)					ア 農業分野 における外国 人材の技能を 評価する試験 の作成・実施等 <u>(ア) 試験の作成</u> <u>(イ) 試験の実施</u> <u>(ウ) 現地説明・ 相談会の開催</u> イ (略) ウ <u>飲食料品 製造業分野 及び外食業 分野における 外国人材の技能 を評価する試験 の作成・実施</u> <u>(ア) 試験の作成</u>				
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

	(削る。)					<u>(イ) 試験の実施</u>			
	② (略)			(略)		② (略)			(略)
	(3) (略)	(略)				(3) (略)	(略)		
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		<u>5 農業労働力確保 緊急支援事業</u>		<u>経費の欄 に掲げる</u>	<u>1 事業内 容の新設</u>
						<u>補助事業者が農 業労働力確保緊急 支援事業実施要綱 に基づいて行う事 業に要する次に掲 げる経費</u>		<u>(1) の経費 から (2) の 経費への流 用、(1) 及び (2) の経費 並びに (3) の経費の相 互間におけ る流用</u>	<u>又は廃止</u>
									<u>2 事業実 施主体の 変更</u>
									<u>3 事業費 の30%を 超える増 又は 国 庫補助金 の増</u>
						<u>(1) 農業労働力確 保支援事業</u>		<u>経費の欄 に掲げる① 及び②の経 費から③の 経費への流 用</u>	<u>4 事業費 又は国庫 補助金の 30% を 超える減</u>
						<u>① 援農者緊急 確保支援事業</u>	定 額		
						<u>② 研修等支援 事業</u>	定 額		
						<u>③ 人材呼び込 み支援事業</u>	定 額		
							(1/2以		

						(2) 農業労働力確保支援推進事業	内) 定 額		
						(3) 農業労働力産地間連携等推進事業	定 額		
5 経営継承・発展等支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)			6 経営継承・発展等支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)			7 新規就農者確保緊急対策 補助事業者が新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費		経費の欄に掲げる(1)から(8)までの経費の相互間における流用	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫
						(1) 新規就農促進研修支援事業	定 額		
						(2) 雇用就農者実践研修支援事業	定 額		
						(3) 農業教育環境整備事業	定 額 (1/2 以		

[illegible]

		援 分 の 2 倍)				2 倍)		
	イ (略)	(略)				(略)		
	(2) (略) (削る。)	(略) (削る。)	(略) (削る。)			(略)	経費の欄	
						定 額	に掲げるア	
							からイの経	
							費への流用	
	(削る。)	(削る。)	(削る。)				経費の欄	
							に掲げるア	
							からエまで	
						定 額	の経費から	
						(1/2 以	オの経費へ	
						内)	の流用	
						定 額		
						(1/2 以		
						内)		
						定 額		
						(1/2 以		
						内)		
						定 額		
						(定		
						額)		
						定 額		

	イ (略)	(略)	経費の欄 に掲げるア 及びイの経 費の相互間 における流 用			イ (略)	(略)	経費の欄 に掲げるア からウまで の経費の相 互間におけ る流用		
	(5) 農業人材確保 推進事業 ア (略) イ (略) (削る。)					(6) 農業人材確保 推進事業 ア (略) イ (略) ウ 農業インタ ーネット支 援事業				
	(削る。)	(削る。)	(削る。)			(7) 農業者キャ リアアップ支援事 業	定 額 (定 額)	経費の欄 に掲げるア の経費から イの経費へ の流用		
						ア 農業者キャ リアアップ支 援事業 イ 事務等経費				
<u>7～10</u>	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>9～12</u>	(略)	(略)	(略)	
<u>11</u>	<u>雇用就農資金等 補助事業者が 雇用就農資金等 実施要綱に基づ いて行う事業に 要する次に掲げ</u>		経費の欄 に掲げる (1)及び(2) の経費の相 互間におけ る流用	<u>1</u> 事業内 容の新 設又は廃 止 <u>2</u> 事業実 施主体		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

			の変更
る経費			
(1) 雇用就農資金	定 額	経費の欄	3 事業費
ア 雇用就農資		に掲げるア	の 30 %
金		の経費から	を超える
イ 推進事業		イの経費へ	増 又は
		の流用	国庫補助
(2) トライアル雇	定 額		金の増
用就農促進事業	(定		4 事業費
	額)		又は 国
			庫補助金
			の 30 %
			を超える
			減

別表（第2 関係）

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 変更
1 担い 手育 成・ 確保	1～4（略） 5 集落営農連携促 進等事業 (1) 助成事業費	(略) 定 額、	(略) 経費の欄 に掲げる (1)及び(2)	(略) 1 事業内 容の新設 又は廃止

等 対 策 地 方 公 共 団 体 事 業 費 補 助 金	補助事業者が 集落営農連携促 進等実施要綱別 第3の5の(2) のウの(イ)に基 づいて行う事業 に要する経費 (2) サポート事業 費 補助事業者が 集落営農連携促 進等実施要綱第 3の5の(2)の イの(ア)及びウ の(ア)に基づい て行う事業に要 する経費	1/2 以 内)	の経費の相 互間におけ る経費の増 減	2 事業実 施主体の 変更 3 事業費 の30%を 超える増 又は国庫 補助金の 増 4 事業費 又は国庫 補助金の 30%を超 える減	等 対 策 地 方 公 共 団 体 事 業 費 補 助 金			
2 担 い 手 育 成 ・ 確 保 等 対 策 地 方 公	(削る。)	(削る。)		(削る。)	2 担 い 手 育 成 ・ 確 保 等 対 策 地 方 公	1 新規就農者確保 緊急対策 補助事業者が新 規就農者確保緊急 対策実施要綱に基 づいて行う事業に 要する次に掲げる 経費	1/2以内	1 事業内 容の新設 又は廃止 2 事業実 施主体の 変更 3 事業費 の30%を

共 団 体 整 備 費 補 助 金					共 団 体 整 備 費 補 助 金	<u>農業教育環境整備 事業</u>			<u>超える増 又は国庫 補助金の 増</u>
	<u>1</u> 新規就農者確保 緊急円滑化対策 (略)	(略)		(略)		<u>2</u> 新規就農者確保 緊急円滑化対策 (略)	(略)		<u>4 事業費 又は国庫 補助金の 30%を超 える減</u> (略)

別記様式第1号（第4関係）					別記様式第1号（第4関係）				
年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書					年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書				
番 号					番 号				
年 月 日					年 月 日				
地方農政局長等 殿					地方農政局長等 殿				
住 所 団 体 名					住 所 団 体 名				

代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等
対策事業費補助金等交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請す
る。

記

※ (〇〇〇〇〇〇〇〇) には、別表の経費の欄の事業名を記載する。

1 担い手育成・確保等対策事業等

2 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(様式)

1～5 (略)

6 添付書類

(1)～(3) (略)

(4) 人権問題推進事業実施要領第8に定める事業計画書、外国人材受入
総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業人材力強
化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変わる未来の農業推進
事業実施要綱第5に定める実施計画書並びに経営・就農支援体制整備推
進事業実施要綱別記1の第3の7の(1)及び別記2の第4の1の(1)
に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記1に定める
別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、担い手経営
強化支援実施要綱別記2に定める別紙様式第4号に定める計画書、加入
支援事業実施要綱第4に定める事業計画書、経営継承・発展等支援事業

代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等
対策事業費補助金等交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請す
る。

記

※ (〇〇〇〇〇〇〇〇) には、別表の経費の欄の事業名を記載する。

1 担い手育成・確保等対策事業等

2 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(様式)

1～5 (略)

6 添付書類

(1)～(3) (略)

(4) 人権問題推進事業実施要領第8に定める事業計画書、外国人材受入
総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業人材力強
化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変わる未来の農業推進
事業実施要綱第5に定める実施計画書並びに経営・就農支援体制整備推
進事業実施要綱別記1の第3の7の(1)及び別記2の第4の1の(1)
に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記1に定める
別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、担い手経営
強化支援実施要綱別記2に定める別紙様式第4号に定める計画書、加入
支援事業実施要綱第4に定める事業計画書、農業労働力確保緊急支援事

実施要綱第6に定める事業計画書、地域計画策定実施要綱第5の4に定める都道府県事業実施計画、集落営農活性化実施要綱第5の2に定める都道府県計画並びに集落営農連携促進等実施要綱第5の2に定める都道府県計画、新規就農者育成総合対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業労働力確保支援事業実施要綱第5の1に定める事業実施計画、農地利用効率化等支援実施要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱第4の1に定める事業計画、働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画、雇用就農緊急対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画並びに雇用就農資金等実施要綱第4の1に定める事業実施計画。

(注) (略)

別記様式第3号 (第10関係)

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等 (〇〇〇〇〇〇〇)
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

(略)

業実施要綱第5の1に定める実施計画、経営継承・発展等支援事業実施要綱第6に定める事業計画書、新規就農者確保緊急対策実施要綱第4の1に定める事業計画書、地域計画策定実施要綱第5の4に定める都道府県事業実施計画並びに集落営農活性化実施要綱第5の2に定める都道府県計画、新規就農者育成総合対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業労働力確保支援事業実施要綱第5の1に定める事業実施計画、農地利用効率化等支援実施要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱第4の1に定める事業計画、働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画並びに雇用就農緊急対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画。

(注) (略)

別記様式第3号 (第10関係)

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等 (〇〇〇〇〇〇〇)
変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

(略)

別記様式第4号（第12関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

官署支出官地方農政局総務管理官 殿

（東北農政局、関東農政局及び

九州農政局にあつては、

官署支出官地方農政局総務部長 殿）

北海道（経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（1）、地域計画策定実施要綱、集落営農活性化実施要綱及び集落営農連携促進等実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（2）に基づいて事業を実施する補助事業者、加入支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展等支援

別記様式第4号（第12関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

官署支出官地方農政局総務管理官 殿

（東北農政局、関東農政局及び

九州農政局にあつては、

官署支出官地方農政局総務部長 殿）

北海道（経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（1）、地域計画策定実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（2）に基づいて事業を実施する補助事業者、加入支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢ

事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、雇用就農緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに雇用就農資金等実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)、地域計画策定実施要綱、集落営農活性化実施要綱並びに集落営農連携促進等実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあっては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第12の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

までにに基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展等支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに雇用就農緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)、地域計画策定実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあっては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第12の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記 (略)	記 (略)
別記様式第 9 号 (第15 の第 4 項関係)	別記様式第 9 号 (第15 の第 4 項関係)
年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等 (〇〇〇〇〇〇〇〇) 消費税仕入控除税額報告書	年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等 (〇〇〇〇〇〇〇〇) 消費税仕入控除税額報告書
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
地方農政局長等 殿	地方農政局長等 殿
住 所 団 体 名 代表者氏名	住 所 団 体 名 代表者氏名
年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15 の第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 (注) 表題括弧書きについては、別記様式第 1 号に準じて記載すること。	年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15 の第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 (注) 表題括弧書きについては、別記様式第 1 号に準じて記載すること。
記	記
1 ～ 3 (略)	1 ～ 3 (略)
4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円	4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円
(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 (補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費	(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 (補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費

税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、以下の3の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

1 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)

2～6 (略)

5 (略)

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署受付済のもの)

税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、以下の3の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

1 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

2～6 (略)

5 (略)

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)

・補助事業者が消費税法第60 条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

・補助事業者が消費税法第60 条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。